

日本の「戦後処理」における 「日中共同声明」のもつ意味

田 中 宏

一 はじめに

私が急逝された村松祐次先生の御指導を大学院で受けたのは、一九六〇年から六二年にかけての時期であった。六〇年は日米安保条約の改訂の年であり、また六二年に私が大学を離れてから間もない頃、中国研究者の間では、アメリカのアジア財団・フォード財団の資金をめぐって「中国研究における日米安保体制」が大きな波紋をなげかけていた。私が大学を離れてしまったことは、こうしたことと異なる意味で重なりあっていた。⁽¹⁾修士論文の審査にあたられたある教授は、「大学を去ることによって何も問題が解決するわけではない。今日以後、君がどう生きるかによって、道が分かれていくことを忘れない

ように……」との忠告を与えて下さった。私は、大学の学部時代にお世話になった穂積先生の勧めるままに、六二年から満一〇年間民間の留学生世話団体に勤務し、主として東南アジアから日本に留学する学生たちとの日々を送った。当初は、言葉、風俗、習慣、ものの考え方の違う異国のこと故、留学生は何かと不憫であろうし、できるだけ親切にしてあげることが必要であろう、ぐらいのことが、仕事を始める時の気持だったように思う。

しかし、アジア留学生の仕事は、そんな生易しいことではすまされなことを思い知らされることにおつかることしばしばとなった。そうした一連の体験の中で、最も大きな影響を私に及ぼしたきっかけは、日本の国費で招致されたシンガポール留学生の「身分打切り・大学除

籍事件」であった。身分打切り処分は東京地裁に留学生
が提訴したことから「留学生裁判」となり、大学に対す
る復学要求とともに、アジア留学生をとりまく巨大な現
実の渦の中に私は身をおいていた。この事件そのものの
経過はここにふれることはできないが、この事件を通じ
てのマラヤ留学生との五年近い交友の中で、私は少なく
とも二つばかりのことの発見を強いられた。

一つは、アジア留学生が日本においてこうした事件に
遭遇することを、歴史の推移の中でどうとらえるかとい
うことである。彼らが事件の中で、「日本は六〇年前と
同じことをやっている」と語ったことから、私の「発
見」は始まったのである。六〇年前のこととは、清末の
留日学生が日本で「中国革命同盟会」を結成したところ
あり、その頃の留学生運動に対して、当時の文部当局、
大学当局の態度、さらには新聞などの論調が、どうであ
ったか、ということである。日露戦勝に興奮した当時の
日本社会には、すでにその後のアジア侵略への路線がし
かれつつあったのであり、それを敏感に読みとった清国
留学生、さらにはベトナム留学生、朝鮮留学生と日本と
の対面がそこには記録されていたのである。アジア留日

学生と日本との対面がもつ歴史の意味を考えることを私
は迫られつつ、原告補佐人として留学生裁判の法廷に立
ったのである。こうした留学生の視線に答えるためにも、
私はみずからのためにアジア留日学生史の輪郭をつかむ
作業をつづけながら、目前の留学生の仕事进行处理してい
かざるをえなかった。

もう一つは、留学生の出身地マラヤと日本との近い過
去の関係と事実を、恥しいことながらこの事件の中で知
ったことである。私は留学生裁判の推移の中で、ある留
学生から戦時中の日本軍や文民がシンガポールで何をし
たかを始めて知らされた。あの「抗日華僑虐殺事件」の
こと、⁽³⁾「昭南日本学園」を中心とした日本語強要運動の
こと、⁽⁴⁾何一つとっても、私には大きな衝撃であった。留
学生裁判進行当時、シンガポールでは、戦時中の日本軍
による犠牲者の遺骨収集が民間の手によってなされ、
「日本占領時期死難人民記念碑」の除幕式が行われたの
は、ようやく一九六七年二月一日であった。日本で政
府主催の「全国戦没者追悼式」が始まったのは一九六三
年、戦没者叙勲が始まったのは一九六四年からであった。
留学の地日本で目撃するこうした現象が、おそらく裁判

を契機にやや深い交りをもった一人の日本人である私に、前述のような史実をぶつけさせたのであろう。

シンガポールとの関係では、こんなことがあったことも知るに及んだ。一九五八年八月、当時文部省大学學術局長であった緒方信一氏は、ジュネーブの教育會議に出席した帰途、シンガポールに立寄ったところ、中国系住民のはげしい追及にあったという。緒方氏は戦時中「昭南特別市警察部長」の任にあつたため、華僑虐殺の責任を問われ、その遺体の埋藏場所を明らかにしろと迫られたのである。⁽⁵⁾ 丁度私の高校時代にあたるこの頃の文部大臣は大達茂雄氏であったが、氏はまたかつて「昭南特別市長」でもあった人である。

六〇年代の日本經濟の高度成長期の中で、「マラッカ海峡生命線論」それ故の「マラッカ海峡防衛論」の日本における登場に直面したアジアからは、期せずして「日本軍国主義復活論」という対日警戒論が擡頭してきた。こうした声は、在日アジア留学生からあらゆる形で私に提示されていた。こうした中で、私は彼らの声と国元のそれとの間の異同を知りたいと思ひ、途中からシンガポールで発行されている華字紙の購読を始めた。東京にお

ける留学生の肉声は、紙上に登場するさまざまな角度からの対日評論と同質のものを共有していることがはっきりと読みとれた。この作業の中から、私は主要な評論をほん訳紹介することによって、とうてい私だけでは持ちきれない課題を一般の日本人のもとに手渡したい衝動にかられたのである。⁽⁶⁾ こうしたことも、留学生の仕事の不可分な一部だと思わざるをえなかつた。

日本に学ぶアジア留学生との日常的交友は、アジアからの抗しがたい現実の対日観を知る場でもあり、それは不可避的に自分の属する社会、自己の受けた教育、自己の問題関心のもち方に、根源的な変更をせまるものであつた。例えば、「經濟の高度成長期に入つて、紙幣に『伊藤博文』をもつてくるとは大変な自信ですね……」と言ひ放たれた時、私は一瞬その意を測りかねた。約一〇年前の一九六三年、千円札の肖像に伊藤博文が聖徳太子のそれとつてかわつた時のことである。伊藤は初代韓國統監であるが、それを「朝鮮圧殺の元兇」としてとらえるか、「明治の元勳」としてとらえるか、そこにはきびしい対立があることを思ひ知らされたのである。伊藤が一九〇九年ハルビン駅頭で朝鮮の民族主義者安重根によ

って暗殺された史実の意味を、全く無視していることがそこでは指摘されていた。伊藤をめぐる「アジアと日本の緊張」の歴史の中から、何かをつかむことが求められてはいないだろうか。

「国民学校」三年生の時、私は敗戦を迎え、その後は戦後の民主教育の中で育ったはずである。「民主主義」はアメリカにあり、例えばリンカーンの「人民による、人民のための人民の政治」という名言に甘美な理想を描いた記憶は、今も鮮明に残っている。文部省編『新憲法のはなし』という副読本にあった「溶鉱炉に一方から軍艦や戦車を投げ込むと、もう一方から列車や自動車などが生産されてくる」さし絵も、民主教育を象徴する往時の記憶の一コマである。また、リンカーンの名言に匹敵する名句として「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」を残した福沢諭吉のことが語られた時は、日本人の中にそれを発見しえた童心の喜びにも似たものを味わった。しかし、その後、アジア留学生との交友の中で必要に迫られてひもとくうちに、福沢の「脱亜論」の存在を知った時の衝撃はあまりにも大きかった。いわく、「我国は隣国の開明を待て共に亜細亜を興すの猶予ある

可らず。寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那・朝鮮に接するの法も、隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分す可きのみ。悪友に親しむ者は共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」と(一八八五年三月一六日付『時事新報』社説)。

紙幣に登場した明治の元勳や近代日本における民主主義の父と説かれる人もつこうした二つの側面についての問題性は、戦後の民主主義教育についてのいかなる記憶をたぐりよせてみても、そこにその糸口さえ引き出すことはできない。私にとっての戦後の民主主義教育の第一ページは、「教科書をスミで消す命令」ではあったが、そこに書かれていることがどのように間違っていたかの教育ではなかったのである。「日本はかつて曆を六六〇年ゴマ化していた」との注釈で、紀元二六〇五年を西暦一九四五年に訂正されても、そこからはいかなる感懐も生まれてはこなかったのである。やむなく、私は、アジア留学生の視線に答えるべき作業に自己流で取り組まねばならないと考えるようになった。一九七二年九月二九日、『日中共同声明』が発表され、その中にとりわけ「日

本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国人民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という文章を発見した時、私は一筋の光明を発見した気持であった。この文書に署名した日本国を代表する者の真意が奈辺にあったかは知る由もないが、私はそれとは別個に、この文書のもつ意味を日本の戦後処理の中で位置づけて見ることによって、アジアからの視線にこたえる自己流の作業の一つにできたらと考えた。

- (1) このことについては、座談会「A F資金反対闘争をふりかえって」、『歴史評論』一九六五年七月号所収、及び小稿「まわり道のための弁明」、新星学寮誌『のろし』三三三号（一九六八年一月刊）所収、でふれたことがある。
- (2) この事件については、小稿「歴史のなかの群像——アジア留学生の軌跡——」、永井道雄、原芳男、田中共著『アジア留学生と日本』日本放送出版協会（NHKブックス、一九七三、七刊）所収、において扱っておいた。
- (3) この事件については、小稿「シンガポール版『南京大虐殺』の真相」、『潮』一九七三年一月号、所収、でその輪郭を述べておいた。
- (4) 神保光太郎著『昭南日本学園』（愛の事業出版社、一九四三、八）に詳しいが、この本は留学生から読むようにいわれるまでその存在さえ知らなかった。この本の中には

資料として「日本語普及運動宣言」（中島健蔵記）が載っている。中島氏は、その著『昭和時代』（岩波新書、一九五七）でも、連載『わたしの中国』（中日新聞、一九七三、一、一六―二、八まで二〇回）でもこの事に触れていないので、私は、とりあえず『中島健蔵氏の「わたしの中国」を読んで』（中日新聞、一九七三、三、三夕刊）で、疑問を提示しておいた。

- (5) この事件については「日本の潮1、つるし上げられた文部官僚」、『世界』（一九五八年一〇月号）所収、参照のこと。

- (6) 田中訳編『日本を見つめるアジア人の眼』（田畑書店、一九七二、一刊）がそれである。

- (7) このことに関連して、福沢が慶応において朝鮮留学生の世話を始めたのは「脱亜論」以前であることを知り、「朝鮮留学生と福沢論吉」として、前掲NHKブックスの小稿にて、検討を加えておいた。

二 戦後処理の構造

——サ体制のもつ虚構——

私はアジアからの視線にこだわってはいいるが、その視線は注意深く耳を傾けるならば、過去の日本が何をやったかということのみを問題にしているのでなく、むしろ

「八・一五」以降どのように変わったか、変らなかったかに注がれているのである。私は、それをとりあえずは日本の「戦後処理」の問題として検討を加えてみたい。

「八・一五」のとらえ方にも二つの側面がある。それはあたかも、黒船以来不平等条約の解消（第二次条約改正が発効するのは一九一一年）に到るまでの欧米に対する「地位の向上」が、一方では近代日本の直轄植民地の形成（琉球処分、台湾植民地化、樺太領有、そして日韓併合は一九一〇年）と重なっていたことを想起させる。

「八・一五」は、しかしながら一般的には「鬼畜米英」を掲げて真珠湾に突入したものの、ミッドウェー海戦の敗北、原爆投下、無条件降伏、米軍占領、そして日米安保条約とセットになった平和条約による主権回復、という路線でとらえられている。しかし一方、真珠湾攻撃の四時間前に日本軍はマレー半島上陸作戦を開始しており、「八・一五」は朝鮮にとっても、台湾にとっても帝の植民地支配解体の日であり、ベトナムを始めとする東南アジア全域における日本軍制崩壊の日であった。この二つの側面はもちろん単純に並列させて考えることはできず、開戦以来四年足らずの対米英戦の敗北と台湾支配五

〇年の崩壊との対比が象徴するごとく、「八・一五」の歴史の意味は多くをむしろ後者に求めなければならなかったといえよう。しかし日本側の受けとめ方は、意識していたかどうかは別として、前者を主軸にすえて「戦後処理」を進め、「鬼畜米英」を「日米新時代」に塗りかえることによって、「八・一五」を刻印したのである。

一九五二年四月二八日に占領は終り、日本は再び主権を回復したが、この日はいうまでもなくサンフランシスコ体制の出発点であり、平和条約と日米安保条約と日台条約の三点セットが生まれ、アメリカに対しては沖繩を犠牲として献じ、全土に米軍基地を確保するという「恭順さ」をもって応えたのである。

そこでまず、日本敗戦から平和条約に到る経緯の中で、問題を考えてみよう。連合国の対日処理の大方針は、カイロ宣言、ヤルタ協定そしてポツダム宣言に明示されている。カイロ宣言はアメリカ・イギリス・中国三国によって一九四三年一月二七日カイロにおいて署名された。その内容は「一九一四の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋における一切の島嶼を日本国より剝奪すること」、「満州、台湾及び澎湖

島の如き日本国が中国人より盗取したる一切の地域を中華民国が回復すること、「日本国は又暴力及び貪欲により日本国が略取したる他の一切の地域より驅逐せらるべし」、「前記三大国は朝鮮の人民の奴隸状態に留意しやがて朝鮮を自由且つ独立のものたらしむるの決意を有す」とあり、近代日本が獲得した植民地或いは支配領域の原状回復が掲げられている(ソ連の参加がなかったためか、日露戦勝後領有したカラフト南部は明示されてはいない)。

ついで日本敗戦の年にあたる一九四五年二月一日、アメリカ、イギリス、ソ連三国首脳はヤルタにおいて秘密協定に署名した。これは主としてソ連の対日戦参加を誘うための条件を記したものであり、日露戦後のカラフト返還が記されているが、さらに大連や旅順に対するソ連の権益を認めるなどカイロ宣言にうたわれた戦勝による「利益獲得の放棄、領土拡張の否定」という原則は、事実上破られている。

戦争は終局を迎え、日本本土への爆撃が強化される中で、一九四五年七月二十六日、ポツダム宣言II日本国の降伏条件を定める宣言に、アメリカ、イギリス、中国が署

名した。この内容は、「日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」、「連合国の指定すべき日本国領土内の諸地点は、吾等のここに指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし」、「カイロ宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は北海道、九州、四国及び吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」、「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては、嚴重なる処罰を加えらるべし」、「日本国はその経済を支持し且つ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し日本国をして戦争のため再軍備を為すことを得しむるが如き産業はこの限りに非ず」などで、日本の戦後処理の基本方針がほぼ盛り込まれているといえよう。

日本は八月一四日ポツダム宣言受諾をアメリカ、イギリス、ソ連、中国に通告、翌一五日正午の「玉音放送」となったのである。九月二日東京湾のミズリー艦上において、降伏文書の調印が行われ、ここに日本の敗戦は名実ともに確定したのである。降伏文書の署名には、日本側全権として重光葵、梅津美治郎、連合軍側は最高司令

官マッカーサーのほかアメリカ、イギリス、ソ連、中国、カナダ、フランス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランドの各代表、計一〇名であった。「ポツダム宣言」で示された日本の戦後処理方針は、東西の冷戦対立、朝鮮戦争、中国の内戦という複雑な環境の中で、一九五一年九月八日サンフランシスコにて署名された「平和条約」によって処理されることになった。

別表は、この平和条約が「八・一五」に到る日本の対外侵略政策の「処理」を、結局はいかようになしたかを理解するためにまとめたものである。この表の国名の選択は次のように行った。まず、日本或いは日本軍の直接の被害をうけた国又は地域を選び、後半に「降伏文書」に署名した国すべてを加えた。そして、前者にとって「平和条約」は、その当事者性という点に着目した場合いかなる関係を有するかを見てみたい。五〇年に及ぶ台湾領有を含む中国との関係、カラフト領有（そこには今なお「旧日本人」として徴用された朝鮮人が、そのままになってい）を含むソ連との関係、三六年に及ぶ全土植民地支配をうけた朝鮮、という三つの特に重要な国は、いずれもこの「平和条約」には参加していないか、参加

しても署名しておらず、「処理」としてのいかなる役割も果していないことに注目する必要がある。このことは単なる法形式の問題ではなく、例えば、在日朝鮮人宋斗会氏が一九六九年京都地裁に提起し、目下審理中の「日本国籍確認訴訟」における、原告と被告国側の主張の中でも、具体的問題として論じられている。被告国側は、サ条約の発効日である一九五二年四月二八日、原告は日本国籍を離脱し朝鮮国籍を回復した、と主張するのに対し、原告宋氏は、朝鮮を代表するいかなる者もまったく関与していない条約によって、生存の基礎にかかわる国籍の変更を定めることはできない、と主張して対立している。この見解の対立は、明らかに「平和条約」がどこの間に、どういう問題を処理したか、或いは処理しなかったか、という根源的な問題を提起している。⁽⁸⁾

「平和条約」についての国際法学者の研究においても、宋氏の視点にたった疑問は提示されていないようである。⁽⁹⁾ 植民地支配をうけたり、軍事支配をうけた国が、その後の「処理」に関して、当事国として日本との間に問題解決をしたかどうか、即ちそれが当事者性を有したかどうかという角度から「サンフランシスコ条約」を見た場

別表 日本の「戦後処理」の構造（当事者性に着目した）

	処理事項の発生	1945.9 降伏文書	1951 講和会議 招請国	個別処理及び賠償	サ条約 により ない国	備	考
中 国	1895 台湾領有 1941 香港 1905 カコフ1領有	○	○	(1952.4.28日華平和本約調印、賠償放棄) 1972.9.29日中共同声明、賠償放棄	×	日華条約は破棄、再処理となる	
朝 鮮	1910 日韓併合 1940~41	○	○	1956.10.19日ソ共同宣言 (1965.6.22日韓基本条約調印)	×	朝鮮民主主義人民共和国との問題	朝鮮民主主義人民共和国とは国交未回復 ベトナム民主共和国とは1973.9.21国交 のみ成立
ベ ト ナ ム	1940~41		○	「サ条約による賠償請求 (1959.3.15「賠償協定」調印)			
ラ オ ス	1940~41		○	「サ条約による賠償放棄 1958.10.15「経済協力協定」調印			
カン ボ ジ ヤ	1941		○	「サ条約による賠償放棄 1959.3.2「経済協力協定」調印			
タ イ	1941 (同盟条約)		○	1955.7.9「特別国協定」調印 1962.5.9「特別国新協定」調印	×		
ビ ル マ	1941		○	不参加 1954.11.5「平和条約と賠償および経済協力協定」 調印, 1963.3.29再協定	×		
マ レ イ シ ャ	1941			1967.9.21「賠償協定」調印	×		
シン ガ ポール	1941			1967.9.21「賠償協定」調印	×		
フ イ リ ピン	1941		○	「サ条約による賠償請求 1986.5.9「自比賠償協定」調印			
インドネシア	1942		○	署名推 1958.1.20「平和条約及び賠償協定」調印 ○名推	×		
南 洋 群 島	1919 (委任統治)				×	例えばボネー島住民の賠償請求がつけ られている	
フ ス リ カ		○	○				
イ キ リ ス		○	○	1960.10. 補償協定			
フ ラ ンス		○	○	1957.3.27「仏印特別問題議定書」調印			
オ ラ ン ダ		○	○	1956. 昇降金支払			
オーストラリア		○	○				
ニュージーランド		○	○				
カナダ		○	○	1961.9. 補償協定			
		9ヶ国	13ヶ国 (計54ヶ国)				

台、それがおどろくべき虚構であることは、別表の「サ条約」によらない国（×印）欄をみると明らかであろう。私は、冒頭で述べたアジア青年の指摘を、自己流に理解する作業として、われわれが「戦後処理」をおわり、新しい民主国家として出発した日、即ち「平和条約」発効の日、アジアへの侵略政策にとっては、ほとんど意味のないものであったことをひとまず確認せざるをえない。その上、出発の日、いうまでもなく「日米安保体制」が発効の日であり、それは今日まで延々と持続しているのである。もちろん、このことをいえば、社会主義圏とそうでない部分に分断された中国、朝鮮、ベトナムという国際政治があったことを指摘する人があるかもしれないが、侵略政策の精算とその自己克服の歴史的課題は、一にかかって日本自身のあり方の問題であり、相手の状況によって免罪される性質のものであってはならないはずである。

(8) 宋斗会氏の裁判については、『日本と日本人を告発する——日本国籍確認の闘い』(1)(2)(3)、宋斗会裁判を支援する会、一九七一一三刊及び、『ルポ』『棄てられた日本人』として——日本国を訴えた宋斗会さん、『朝日ジャーナル』

一九七四年一月四、一日合併号、所収参照のこと。
(9) 例えば、入江啓四郎『日本講和条約の研究』板根書店、一九五一。国際法学会『平和条約の総合的研究』(上)下有斐閣、一九五二。沢木敬郎『平和条約の発効と国籍』(『ジュリスト』一九六一、六、一五号所収)。日本国籍喪失についての最高裁の判例にも、一九六一年四月五日大法院判決(朝鮮人)では平和条約発効日としながら、一方一九六二年一月五日大法院判決(台湾人)では平和条約発効日ではなく、「日華平和条約」発効日(一九五二年八月五日)としていて、条約批准の有無が考慮されており、そこには混乱がみられる。

三 「日中共同声明」の位置

前に、私は「日中共同声明」を見た時、「一筋の光明を発見した気持であった」と書いたが、それを少し具体的にいうと次のようなことである。⁽¹⁰⁾前に引用した「責任を痛感し、深く反省する」という表現がその一つであるが、例えば個別に処理された「日韓条約」でも、こうした表現は一切とられていないことを考えると、「戦後処理」における姿勢として重要な位置づけを「声明」に与えたいのである。

第二点は、「声明」が「平和条約」に全く言及していない、即ち「サ体制」を出発点としていない点である。そして、それにかわるものとして「ポツダム宣言」が引用されている。すでに見たように、「ポ宣言」から「サ条約」に到る過程での「戦後処理」の変質を、「声明」は否定し、その原点に立ちかえているのである。もちろん、中華人民共和国は一九四九年に成立しており、万一「サ条約」に出発点を求めるとすれば、自己の誕生を否定することになるという側面があったことも事実であろう。結局は、「ポ宣言」に参加した中華民国を正統に引きついで中華人民共和国として、日本との「戦後処理」に臨んだことになる。「声明」の中には直接言及されていないが、その前に行われた田中首相歓迎宴における周恩来総理の挨拶において、日本との過去は「一八九四年から半世紀にわたって、日本軍国主義者の中国侵略により、中国人民はきわめてひどい災難をこうむり、日本人も大きな損害をうけました」と、きわめて簡潔に要約されている。中国にとってみれば、一八九四年の日清戦争から始まった日本との不正常な関係は、ポツダム宣言に署名し、それを日本が受諾することによって、当事者性をそな

えた一区切りがつき、その後二七年という歳月が過ぎたりとはいえ、そのポツダム宣言を基礎にしてその後の処理をした、というかたちで当事者性が貫徹されている。その当事者性の重さは、そのまま日本側にはねかえり、それが『反省表現』を必要としたといえないだろうか。それ故に、「日中共同声明」は、明確に「サンフランシスコ平和条約」体制の虚構を如実に浮きぼりにしているといえよう。

「サ体制」の虚構を突いていることは、第三に、「日華平和条約」の破棄を必然的に伴ったことによって、さらに明確になっている。大平外相は、「日中共同声明」発表後の記者会見において、「日中関係正常化の結果として、日華平和条約は存続の意義を失い終了したものと認められるというのが日本政府の見解である」と述べた。「終了した」という表現はあいまいのようであるが、実は「破棄」と見るしかない。なぜなら、ある国との平和条約を二度締結することはありえないことであるし、「日中共同声明」の内容を見てもこのことは明確である。前述したように、「ポ宣言」の段階では中国は「中華民国」一つであったが、「サ条約」の段階ではすでに成立

していた中華人民共和国を日本は否認して、一度は「蔣介石政権」を相手に「戦後処理」を行ったのである。しかし、今回の日中共同声明においてふたたび「ポ宣言」に戻り、そこから「戦後処理」を行ったことは、「終了」の実体が「破棄」による「再処理」であることは明らかである。「日華平和条約」において対日賠償請求権が放棄されていたのに、ふたたび「日中共同声明」においても、「中華人民共和国政府は、日中両国人民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」と述べられており、このことから「終了」表現の実体が「破棄」再処理⁽¹¹⁾であったことは明らかといえよう。

第四に、「声明」で私の注目をひいたところは、前引の賠償放棄である。とりわけ「日中両国人民の友好のために」放棄するといふくだりである。日本の「戦後処理」における賠償問題はそれ自体大きな課題であった。アメリカの対日政策の変質の中で、登場した早期対日平和条約方針の中で、「ポ宣言」には「賠償請求権」が留保されていたにもかかわらず、いったん「無賠償主義」が打ち出されながら、フィリピンなどのきわめて強い要求に

よって平和条約の中に復活したのである。ただ、平和条約では一般的な請求権留保条項にとどまり、具体的なことは個々の国にまかされることにおちつくという経緯を辿った。そこでは、アメリカの極東政策のおもむきにもとづく早期対日講和、日本復興の方針と、甚大な被害をこうむった国々の対日賠償要求とがまっこうから対立するかたちとなった。ここにも、「戦後処理」のもつ当事者性の有無による大きな異同が表現されていよう。

このことを考慮すると、「日中共同声明」が、一方では厳しい当事者性を有しつつ、一方では「両国人民の友好のために」賠償の放棄を明言していることに、私は重要な意義を見つけた。そこには、明らかに日本側に大きな道義的責務が生じたのではないだろうか。例えば、田中首相歓迎迎宴における周総理の挨拶の中にある「前の事を忘れることなく、後の戒めとする（『前事不忘、後事之師』）も、含蓄のある言葉である。また、「声明」の本文にもりこまれた「両国のいづれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではない」という文章も示唆に富むものがあるといえよう。すなわち、「八一五」までの日本は、明らかに究局的には「大東亜共栄

「圏」というかたちでの「アジア・太平洋地域での覇権」を求めようとしていたのであり、また「八・一五」以降の東南アジアとの関係、とりわけ経済的關係はやはり覇権につながるものとして機能しつつあるとの、厳しい批判にさらされてい shouldn't だろうか。とするならば、「覇権を求めない」という字句は、当事者性を正当にもった「戦後処理」が、始めて指し示した「八・一五」以降の日本の有り方を表現してはいないだろうか。

(10) 「日中共同声明」の私の理解については、座談会『アジア新時代』への視座——日中共同声明をどう読みとるか(加藤周一、松岡洋子、山本進、田中)、『エコノミスト』一九七二、一〇、一七号所収、で少し発言しておいた。

(11) 大平外相の「終了」発言が、国際法上ではいかなる意味をもつものか、専門家の間でもっと議論されるべきだと思われる。例えば、日本国憲法第九八条後段「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」との関連をどう考えるかも必要となろう。また、横田喜三郎、高野雄一編『国際条約集(第二版)』(有斐閣、一九七三)、は「日華平和条約」を従来通り掲げた上で、「参考、日中共同声明」としてあげるだけであるが、果してこれでもいいのであろうか。少なくとも逆でなければならぬのではなからうか。

四 おわりに

以上、きわめて概括的ではあるが、私がアジア留学生との接点で感じた問題を出発点として、日本における「八・一五」のとらえ方、「戦後処理」にある種の検討を加え、そこに侵略国との厳しい当事者性を欠いたある種の虚構を指摘し、それとの対比の中で「日中共同声明」の意義づけを試みてみた。

私がこうした作業を手掛けようと思ったのは、次の二つばかりの理由からでもあった。

一つは、「日中共同声明」が出された頃の受けとめ方の中に、これで戦後の外交懸案が一つ片付いたという風潮や、さらには国際政治の流動化に重きを置いた見方が多すぎたように思ったからである。前者の風潮には、いわば数の上でのとらえ方はあっても、「質」の面でのそれには乏しかったように思えたのである。しかし、私は本文に述べたように、そのもつ「質的な重み」に着目したかったのである。後者については、ニクソン訪中発表に象徴される国際政治の流動化現象が生み出したという側面を全く否定するものではないが、日本としては、やはり

本文で指適したような視点からとらえることの必要性を私は痛感したのである。これら二つの傾向は、ややもすると日本自体の内面に迫って来る歴史の重みを避けて、比較的安易な政治力学の中の一外交文書として「声明」を扱ってしまうくらいを、私に強く感じさせたのである。

私がこうした視点に立ちたいと考えたもう一つの理由は、日本の「戦後処理」の中で残されているもう一つの課題に、対朝鮮との関係があるからである。対朝鮮との関係は、近代日本のもった植民地支配の精算という意味で、対中国とのそれに勝るとも劣らない重要性をもっている。中国の場合は、「ボ宣言」に署名していたり、或いは全土が日本の支配下に入れられたわけではないなど、朝鮮に比べて「戦後処理」における当事者に着目した場合、より有利な立場におかれていたといえよう。また、現在の在留数を見ても、在日朝鮮人は六〇万を超えているが、中国人は五万余にすぎないし、また中国人の場合には、「日韓条約」の「協定永住」制度に見るような「韓国」「朝鮮」という分断はもち込まれてはいなかったのである。前述の宋斗会氏の「日本国籍確認訴訟」がするどく指摘しているように、「戦後処理」の当事者性の問

題は、対朝鮮については、より深刻なかたちで残されているといつてよからう。

対朝鮮との「戦後処理」は、アメリカの対アジア政策の下で、「日韓条約」というかたちでいったんは処理されたものの、その虚構性は例えば「七・四南北共同声明」によって大きく露呈したといつてよからう。また、「日韓条約」締結後一〇年経たない今日、結局はそれが日

韓両国に何をもたらしたかは、昨年の「金大中氏事件」、その後噴出した韓国国内における対日隷属批判の高まりによっても明らかにされてきた。残念ながら、それは「八・一五」を正当に歴史の中に位置づけた「戦後処理」でなかったといわざるをえない。日本政府は朝鮮の分離独立を「サ条約」の発効によって処理し、「旧日本人」の国籍離脱⁽¹²⁾について、「日韓併合なかりせば朝鮮人であったであろう人の国籍を回復するとの原状回復主義をとった」と説明しているが（宋斗会裁判における国側の主張）、それがまったくのゴマカシであることは次の例をみるだけでも明らかである。

言語を奪い、「創氏改名」を強行し、「内鮮一体」を推進した植民地政策Ⅱ民族圧殺政策から解放された在日

朝鮮人は、戦後いち早く母国語講習会に着手し、やがて民族教育を自力で営々と育ててきた。しかし、日本政府は一貫してそれを弾圧しつづけ、未だに民族教育を認めようとしていない。⁽¹³⁾ しかも、日韓条約後の文部次官通達「朝鮮人のみを收容する教育施設の取扱いについて、」(一九六五・一二・二八)においても、「(1)、朝鮮人学校については、学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと、(2)、朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと」と述べている。奪われた民族性の回復を子女の教育に託す日朝鮮人の自己努力にこうした態度で臨みつつ、一方では「原状回復主義」を主張しているのである。在日朝鮮人の日本社会におけるさまざまな差別と偏見の問題は本稿の目的ではないので、

別の機会にゆずらざるをえないが、「日中共同声明」のもつ意味をどう理解するかを考える時に、避けて通ることのできないことであろうということだけは指摘しておきたい。

最後であるが、この小稿準備中に急逝された故村松祐次先生の御冥福を心からお祈りしつづ筆をおきたい。拙稿への先生のあのきびしい御叱正がいただけなのが残りである。

(12) 在日朝鮮人の国籍問題の処理に関しては、田中「インドネシアにおける華僑の二重国籍問題の処理をめぐって——在日朝鮮人との関連において」(アジア経済研究所、東南アジア華人研究会に対する報告、一九七四、未刊)において、やや詳しく検討しておいた。

(13) このことについては、田中「『日本人学校』の死角——民族教育の内側と外側」、『朝日アジア・レビュー』第一八号(一九七四年六月刊)所収、でふれておいた。

(愛知県立大学助教授)